

【運転期間延長認可申請とは】

原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法において、運転を開始した日から起算して40年とされているが、その満了に際し、延長しようとする期間などを記載した「運転期間延長認可申請書」に「特別点検結果報告書」、「劣化状況評価書」、「保守管理に関する方針書」を添付して原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

<高浜発電所1、2号機の運転期間延長認可申請等の経緯>

- 平成26年12月 1日 特別点検を開始
- 平成27年 4月30日 運転期間延長認可申請書および原子炉施設保安規定変更認可申請*を実施
- 平成27年 7月 3日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を提出
- 平成27年11月16日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を再提出

※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)第43条の3の24に基づく手続きで、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、認可の申請をするもの。今回補正した保安規定は、40年以降の運転を前提とした評価に基づき申請したものであり、新規基準への適合性審査に係る保安規定変更認可申請は別途実施

【運転期間延長認可申請の補正書の概要】

- 運転期間延長認可申請の添付書類である「劣化状況評価書」および「保守管理に関する方針書」の補正を実施。
- 「劣化状況評価書」は、運転期間延長認可申請時、最大加速度550ガルであった基準地震動を700ガルに見直し、7月3日に補正申請した原子炉格納容器内の主要機器に加え、今回は原子炉格納容器内の主要機器以外の機器や原子炉補助建屋内の機器等に対して、耐震安全性評価を実施した結果、60年までの運転期間を想定しても問題がないことを確認。
- 「保守管理に関する方針書」は、今回の一部変更を踏まえた劣化状況評価結果により、延長しようとする期間における保守管理に関する方針として、事故時に機能要求がある低圧ケーブルの取替等に関する項目を追加。

	補正した設備	対象数	内容
申請 (H27.4.30)	【運転期間を60年とする運転期間延長認可申請を実施】	約60設備	・特別点検の結果を含めた高経年化技術評価を行い、長期保守管理方針を策定し、60年までの運転期間を想定しても問題がないことを確認。
前回 補正申請 (H27.7.3)	【原子炉格納容器内の主要機器を追加】 原子炉容器、蒸気発生器(支持構造物) 等		・左記機器に対する耐震安全性評価
今回 補正申請 (H27.11.16)	【原子炉格納容器や原子炉補助建屋内の機器】 蒸気発生器、炉内構造物、制御棒クラスタ 等 【その他】 海水ポンプ 等 (計約20設備)		・左記機器に対する耐震安全性評価
次回以降 補正申請	【原子炉補助建屋内の機器】 一次冷却水クーラ、余熱除去クーラ 等 【その他】 復水タンク 等		・左記機器に対する耐震安全性評価を実施予定